

< 支点 >

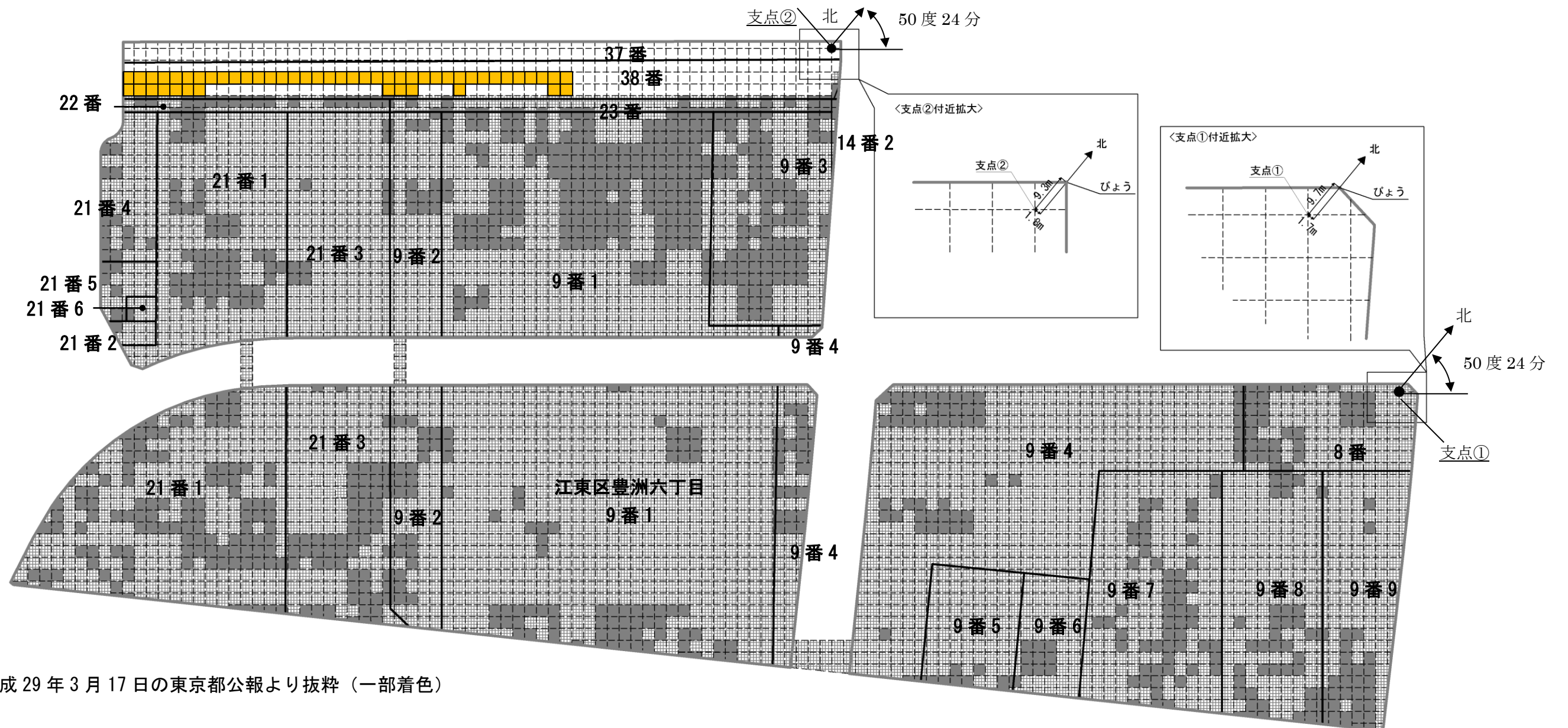
支点①は、江東区豊洲六丁目 8 番の最北端にあるびょうから西へ 1.7m、南へ 9.7m 進んだ地点とする。  
 支点②は、江東区豊洲六丁目 37 番の最北端にあるびょうから西へ 1.8m、南へ 9.3m 進んだ地点とする。

< 格子の回転角度 (50 度 24 分) >

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度として示す。

< 凡例 >

- : 調査対象地
- : 単位区画
- : 筆境界
- : 指定を解除する区域 (平成 23 年東京都告示第 1666 号により指定した区域)
- : 形質変更時要届出区域 (平成 23 年東京都告示第 1655 号、第 1656 号及び第 1666 号、平成 25 年東京都告示第 973 号並びに平成 26 年東京都告示第 817 号により指定した区域)
- : 形質変更時要届出区域のうち規則第五十八条第四項第九号に該当する区域 (平成 26 年東京都告示第 1312 号、第 1392 号及び第 1428 号並びに平成 27 年東京都告示第 379 号により指定した区域)



平成 29 年 3 月 17 日の東京都公報より抜粋 (一部着色)